

学校いじめ防止基本方針（令和7年10月改訂）

四国中央市立北小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

- ・ いじめは全ての児童に関係する問題であり、日常の中に潜んでいる可能性を常に意識しておくこと。
- ・ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、全教職員で万全の対応を行うこと。
- ・ 常に被害者の立場に立って考え、子供の命に関わる問題であることを念頭に置くこと。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

- ・ 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

- ・ 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ケ その他

(5) いじめ問題の理解

ア いじめを捉える視点

いじめは力の優位—劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

ウ いじめる心理

いじめる側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情、⑥テレビ番組やネット動画等の安易な模倣などが挙げられる。

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 児童一人一人の良さを認め、伸ばし、存在感と充実感の持てる学級づくりに努める。
- イ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りながら、確かな学力を身に付けさせる。
- ウ 保護者との信頼関係を深める。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 一人一人の教職員が、差別の現実から深く学ぶことを基本理念として、人権感覚を磨き自らを高めながら、全ての教育活動の中で、計画的に一貫性を持って実践する。
- イ 生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、差別解消につながる意欲や態度を育てる。
- ウ 仲間づくりを基盤とした、支え合い、励まし合い、認め合う集団づくりを行う。
- エ 「つづり方」等により、温かい心を持って生活でつながり合える集団の育成に努める。
- オ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育の推進を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ア 思いやりの心を持ち、友達を大切にし、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を養う。
- イ 命の大切さを知るとともに、自他の生命を大切にしようとする。
- ウ 差別や偏見を持つことなく、公正公平に接し、人間として正しく生きようとする。

(4) 体験活動の充実

- ア ふるさとめぐりや全校遊びなどの全校縦割り班活動を通し、いじめをしない、許さない集団づくりを行う。
- イ 野外活動や奉仕活動などの体験活動を通して、児童同士や児童と教師の人間関係を育て、社会性を身に付けさせる。

(5) 児童の主体的な活動（児童会活動）

- ア なかま集会を通し、いじめを許さない風土を学校全体に根付かせる。
- イ 掲示委員会の活動を通して、いじめ防止を呼び掛ける。

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ア 学力調査等の結果も踏まえ、学習指導の一層の改善・充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- イ 体験的な学習や問題解決的な学習を充実させ、主体的に学ぶ力や思考力、表現力などを育てる。
- ウ 発展的・補足的な学習や指導方法及び評価を工夫改善し、児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
- エ ノートコンクール等の実施により、自主的な学習習慣を確立する。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア 自主的・自律的なグループ活動を通して、コミュニケーション能力を育成する。
- イ アサーション・トレーニングやソーシャルスキル・トレーニング等を取り入れ、コミュニケーションのスキルをより高める。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等の活用）

- ア 教育相談には、内容や児童の実態に応じて、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等が当たる。
- イ スクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットやSNSが加速度的に普及している昨今の情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度、すなわち情報活用能力を養う情報モラル教育は重要である。

イ 情報モラル教育は、外部講師による一回限りの講話等によって即座に児童の資質能力の向上につながるわけではない。常態的かつ継続的に学級担任等を通じて指導していく。

ウ 情報の拡散性や匿名性等、インターネット特有の特性から生じる課題や被害・加害については、外部の専門家を活用した専門的な知識を児童に理解させることが必要であるが、SNS上のトラブルは、日常生活における関係性と地続きの中で生じるものであるため、外部の専門家に任せきりにするのではなく、個々の教職員も継続的に指導を行う。

エ 教職員に対する情報モラル教育の研修を実施する事も必要であり、どの教職員であっても適切に情報モラル教育が行えるような体制を構築するとともに、個々の授業や学年・学校全体での指導につなげていく必要がある。

オ 文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」における「学習コンテンツ・啓発資料」「授業実践・活用事例」「教員向け動画コンテンツ」「情報モラル教育関連サイト」等を活用し、学校全体で情報モラル教育を推進する。

カ SNSのトラブルは家庭等学校外で生じることも多いことから、保護者への啓発活動や児童に被害の疑いが生じた際に早期に発見・対応できるような保護者との連携・相談体制を構築しておく。（情報モラル教室を保護者が参観できるようにする等）

キ 本市では、現代社会において、インターネット利用は避けて通れないことを前提に、児童・生徒の安全を確保しつつ、パソコンやスマホの善き使い手として必要な能力やスキルを身に付け、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」を推進しており、教職員や保護者を交えた研修会の実施を計画している。今後、1人1台端末の活用を積極的に推進するとともに、子供たちが加害者にも被害者にもならず自立して活躍できる取組を更に進めていく。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 校内教育支援体制を充実させ、児童一人一人の障がいに対する正しい理解と認識を深める。

イ 特別支援教育校内委員会を設置して、障がいのある児童を学校全体で支援する体制づくりと啓発を進め、教師間の連携を図った指導に努める。

(11) 校内研修の充実（いじめ及び法令等に関する研修の実施）

ア いじめの初期対応や重大事態認知後の対応において、法令等に対する理解は重要である。職員会議や職員研修等の実施により、すべての教職員がいじめ及びいじめ重大事態の捉え方やそれらへの対応について、学校のいじめ防止基本方針はもとより、法令等について理解を促す。

イ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）が改訂されたことに伴い、いじめ重大事態発生時の関係者の対応や調査について、改めて周知徹底する。

ウ 単に知識としていじめの定義や基本方針についての理解を促すだけでなく、いじめ等に関するケースワークを実施するなどして、学校の実情に応じた対応の手順や方針についてケースを通じて教職員間で協議するなどして共通認識を得ておくことで、組織的対応につなげる。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 生徒指導主事会等で情報交換し、協力する体制を整える。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止校内委員会」

(2) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任、その他関係職員

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

- (ア) 子どもの声に耳を傾ける。
日記やつづり方の活用、教育相談等について研修する。
- (イ) 子どもの行動を注視する。
チェックリストの活用について研修する。

イ アンケート等調査の工夫

「学校生活アンケート」を毎月実施し、問題の早期発見に役立てる。

ウ 相談活動の充実（全児童に実施）

全ての教職員が、必要に応じて相談に当たる。

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

保護者との連携や情報の共有がスムーズに行えるよう、日頃より相談窓口を周知徹底させておく。（tetoruの活用）

オ 地域及び関係機関との連携

日頃より、児童見守り隊の方や北地区交流センター、駐在所等との連携を図り、協力体制を整える。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

全教職員が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を心掛け、組織的な対応を行う。
また、児童・保護者アンケートにおいて、いじめの防止等のための本校の取組に対するアンケートを取り、肯定的な回答が95%以上を上回るように達成目標を設定する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

児童・保護者のアンケート、学校評価の中のいじめに関するアンケート結果をいじめ防止対策委員会で考察し、改善へ向けた取組案を作成する。その案を全教職員で協議し、意識統一して取り組んでいく。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
一 学 期	いじめ防止校内委員会 (方針・計画等) いじめ対策チーム編制 職員研修会（いじめ防止の 対応を確認） 学校評価を基に研修	P T A 総会（方針説明） 年間計画への位置付け ・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
夏休み			
二 学 期	いじめ防止校内委員会 (2, 3 学期の計画) 職員研修会（事例研修）	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり 人権・同和教育参観日で 保護者啓発	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
三 学 期	学校評価を基に研修 いじめ防止校内委員会 (本年度の反省、見直し)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

いじめ防止の取組についてアンケートを行い、いじめ防止対策委員会で考察、見直しを行う。

4 いじめが発生した場合の組織の設置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学級担任、養護教諭

（上記メンバーを基本とし、必要に応じて関係者に参加を要請する。）

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に示す。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

カ 懲戒

いじめを行った児童に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際

には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 調査組織

- ・ 学校長の求めにより「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャート

法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。その際、いじめ及びいじめ重大事態に対応する際の手順や対応の流れなどをフローチャートとして可視化しておく。

(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

いじめ重大事態への対応についても、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から配布されている「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」等を活用し、平時から重大事態発生時の対応の流れや、不備がないかを確認する。

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマット

いじめ重大事態は、複雑な事象となる場合が多く、対応する上では、詳細で正確な事実関係の記録や管理によって、事案について教職員間、学校・児童・保護者間で情報共有・共通認識を図ることが、事案への迅速かつ適切な対応において重要である。

日頃から記録の方法や内容などについて、教職員間で共通認識し、フォーマット等を作成する必要がある。生徒指導上の問題となる事案を把握する際の事実確認の方法や内容、またその記録体制を明確にする。

各事案について、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等を明記し、かつ「確認できた事項」と「確認できなかった児童」等を区別して記録する当時いつした記録様式を作成・周知するなどして、可能な限り正確な事案の把握と対応を心掛ける。